

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

年末調整や確定申告には 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月上旬に送付

生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

栃木年金事務所 ☎0282-22-6074

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告する方の申告書に添付する必要があります。

控除証明書専用ダイヤルの設置

紛失等により再発行が必要な場合や控除証明書に関することは、以下までご連絡をお願いします。
控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
（IP電話の方は、電話03-6700-1130へおかけください。）

●受付期間

11月1日（月）～平成23年3月15日（火）

●受付時間

- ・月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
ただし、月曜日（月曜が休日の場合は火曜日）は午後7時まで
- ・第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※祝日、12月29日（水）～平成23年1月3日（月）はご利用いただけません。

父子家庭のお父さんへ！
〈児童扶養手当の認定請求はお済みですか？〉

平成22年8月の制度改正により父子家庭のお父さんも児童扶養手当を受給できるようになりました。

平成22年11月30日までに認定請求をしていたと次の扱いになりますので、お早めにご手続きをお願いします。（12月以降に認定請求をした場合、翌月からの支給になります。）

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している場合
↓平成22年8月分から支給されます。

・平成22年8月から11月30日までに支給要件に該当した方
↓要件に該当した日の翌月分から支給されます。

なお、所得制限が設けられていますので、所得額によっては受給できない場合もあります。詳しくは児童福祉課子育て支援グループまでお問い合わせください。

●問い合わせ先

児童福祉課子育て支援グループ
☎（52）1114